

第百四十二回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第三号

平成十年一月二十七日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 今井 宏君

理事 平林 鴻三君

理事 古賀 一成君

理事 榊屋 敬信君

理事 石橋 一弥君

理事 小野寺五典君

理事 滝 実君

理事 中山 利生君

理事 平沢 勝栄君

理事 保岡 興治君

理事 桑原 豊君

理事 松崎 公昭君

理事 富田 茂之君

理事 穀田 恵二君

理事 畠山健治郎君

出席政府委員

自治大臣 上杉 光弘君

国家公安委員会委員長

警察庁長官 関口 祐弘君

警察庁長官官房長 野田 健君

警察庁長官官房総務課長 金重 凱之君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省行政局長 鈴木 正明君

自治省財政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

委員外の出席者

地方行政委員会専門員 黒沢 有君

委員の異動

一月二十七日

辞任 中野 正志君

補欠選任 小野寺五典君

同日 小野寺五典君

辞任 小野寺五典君

補欠選任 中野 正志君

本日国会に付した案件

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原でございます。きょうは、野党統一会派民友連の一番手として、今回の二兆円の特別減税についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず第一は、今なぜ減税なのかということでございます。さきの臨時国会では、我々野党が減税を求めたにもかかわらず、政府は、財政構造改革を優先すべきであるとして、それを拒否し続けてまいりました。そして、今回は百八十度転換をされたわけでありまして、その理由については、決断された橋本総理もいろいろ答えられております。日本経済の現状を危惧してアメリカ政府の要請に基づくものではないか、そういうふうな観測もございまして、

しかし、ここでは私は、所得税に連動して地方税である個人住民税の減税を決断された上杉自治大臣に、その判断の根拠となった情勢認識について伺いをしたいと思います。

また、地方税の減税である以上は、その決定に当たりましては、何と云っても地方自治体の要望や意見、そういったものを酌み取るべきだと思っておりますけれども、そのような具体的な努力をされたのか、そのことについてもあわせて伺いをいたしたいと思います。

○上杉国務大臣 個人住民税の減税を決断したところ、こういふことではございますが、このたびの特別減税は、アジアの通貨・金融不安や秋以降の我が国の金融機関の経営問題等の影響によりまして、国民生活の上での家計あるいは企業の景況感の悪化が見られることは御承知のとおりでございます。そして、そのような中で日本発の経済恐慌は決して起こしてはならないという強い橋本総理の決意のもと、実施の決断がなされたものでございます。

今回、国における所得税にあわせて地方税制上の住民税の減税という二兆円規模の特別減税とともに、財政金融両面にわたって実施されるさまざまな措置が相まって、家計や企業の経済の先行きに對する不透明感を何としてもこれは払拭しなければならぬ、我が国経済の力強い回復につなげなければならぬ、このように考えて、国の措置とあわせて決断をいたしました次第でございます。

それから、特別減税が地方税の減税である以上、自治体の要望や意見を十分聞いてやったのか、また尊重すべきではないか、こういうことではございますが、地方税制の企画立案を行っていく上で、地方団体の御意見を聞くことは大切なことと考えております。

ただ、国の財政と地方財政は車の両輪でございます。地方税については国税と共通する税源でございます。この税源により国民に負担していただいているものもございまして、国全体の政策として必要である場合には、一体として減税等を行うこともあるものと考えております。

今般、総理は、アジアの通貨・金融不安や秋以降の我が国の金融機関の経営問題等の影響により、国民生活では家計の上に、あるいは先ほど申し上げました企業の景況感の悪化が見られる中で、何としても日本発の経済恐慌は起こしてはならない、決してそういうことにはならない、という強い決意のもとに特別減税の実施の決断をされたところでございまして、このような総理の決断を受け、私は、個人住民税の特別減税について所要の措置を講じますとともに、特別減税の実施によりまして地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、あわせて必要な措置を講じることとしたところでございます。

○桑原委員 今ほどの回答、御答弁では、自治体の立場に立つて自治体のいろいろな御意見をお聞きして、そして自治大臣としての判断で決断をされたというふうな、そんな感じがどうも伝わってまいりません。何か、総理の決断は私も耳にたこができるほど聞いておるのですけれども、そのことの繰り返しのような感じがいたしました。

それはそれとして先に進みますが、税制を改正するには、その前提として政府税調の議論と答申を踏まえるのが従来の通例でございました。しかし、今回の特別減税にはそれがございせん。一昨年末の平成九年度に向けての政府税調答申は、特別減税は危機的な財政状況をさらに悪化させる云々というふうなことで、適当でない指摘をしておりましたし、昨年末の平成十年度に向けた同

答申では、構造改革に対応した税制の改革を続けることの必要性を強調し、法人税や土地税制などについては触れていますが、特別減税には言及しておりません。

そういう意味では、今回の特別減税はルール違反ではなからうか、こういう気がいたします。緊急の景気対策として打ち出され、そういつたいとまがなかったということかもしれません。税調で議論する気になればできたはずだと思えます。なぜそういうことになったのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○上杉国務大臣 お答えいたします。

政府税制調査会は、内閣総理大臣の諮問を受けて、国税及び地方税を通じた租税制度に関する基本的な事項を調査審議するため設けられたものと認識をいたしております。税制全般について幅広く審議の上、答申を取りまとめたものであります。おとところでございます。

その認識に立って申し上げたいと思えますが、毎年度の税制改正に際しましては、このような政府税制調査会の審議とともに、与党における税制についての御議論等も踏まえまして、政府として原案を作成し、国会での御審議を賜っているものでございます。

なお、政府税制調査会の平成十年度税制改正に関する答申では、今回の特別減税については、御指摘のとおり、直接には言及していません。ところで「調査会」はこれまで財政構造改革の重要性を指摘してきましたが、これは税制が経済情勢に弾力的に対応していく余地を否定するという意味ではありませぬ」と述べているところでございます。

○桑原委員 弾力的な対応といたしましても、本当に税調を開いて国民に見えるような形で議論をするのとまがなかったのかどうかという点では、私は非常に疑問が残っております。

そういった、政府税調の議論や答申がないこともありまして、とにかく減税に至る政府の政策判断のプロセスが見えてまいりません。おまけに、

百八十度の政策転換をしているのに、政府には、これまでの情勢認識と政策選択について甘さや誤りがあったという反省が全くありません。聞かえてまいりません。国会の審議時間も極めて短い。

この際、我々は国民に対して、誠実な、政府によるアカウンタビリティーが必要だと思われまうが、そのことについてどのように思われますか。

○上杉国務大臣 財政構造改革は、御案内のとおり、危機的な状況にございます。我が国の財政を健全化いたしますとともに、安心で豊かな福祉社会、健全で活力ある経済の実現等の課題に対応できる財政構造を実現するためのものでございまして、その必要性は何ら変わるものではないと思っております。同時に、我が国を取り巻く経済、金融情勢の変化に機敏に対応いたしまして、財政、税制などの措置を講じていくことは当然のことでございます。

両者は二者択一の問題ではないと判断をいたすわけでございまして、政府といたしましては、政策の転換と言われますが、二兆円の特別減税とともに、金融システム安定化のための施策を初め、財政、金融両面にわたるさまざまな措置をとることとしたしております。そして、これらの措置を早期に実施に移していくことに全力を挙げて取り組むことによりまして、二兆円の特別減税が平成十一年度以降も必要となるような状況にならないように、景気回復に向けて全力を挙げて努力をまいりたいと考えております。

また、この特別減税の、国民の目から見るとプロセスが見えないじゃないか、こういうことでは、これは総理自身の強い決断を踏まえまして、関係閣僚と与党幹部との合同会議を招き、その実施について協議の結果、方向づけがなされたものでございまして、みずから国民に向けて実施の発表を行ったものでございまして、そこに至るプロセスや特別減税の必要性、意義等については、総理みずから予算委員会での審議におきましても、その決意と経過について繰り返し説明をされてお

るところでございまして、御理解をいただきたいと思えます。

度の減税方式では、六月分の税額は徴収しない。しかし、そのことによって通年的な税額に過不足がある場合は、その翌月以降の税額で調整する。そういう中では、例えば、逆に七月以降は税額がふえる、そういうケースも出てくるということでございます。六月の段階では非常に景気を刺激するような効果もあるだろうと思われまうけれども、それ以降についてはそういうこともどうなのかというようにあるわけであって、そういうことが景気に本当にプラスになるのかということもありません。それから、いわゆる定額でございますが、低所得層にある意味では厚いといえますが、そういうこともなるかと思うので

○桑原委員 次に、特別減税の効果についてお尋ねをいたします。

私がプロセスが見えないと申し上げましたのは、そういった減税の具体的な効果などについて、どういったことが議論をされて予想されているのかというように、今も全く見えないというところをその中身の一つに考えているわけでございます。

まず最初に、今回の特別減税は、従来の定率による減税方式をとらずに、定額による税額控除という異例の方式で行うこととされましたが、その理由についてまずお伺いしたいと思います。

○成瀬政府委員 平成十年度分の個人住民税における特別減税の方式につきましては、まず、所得税、個人住民税一体となつて二兆円規模の特別減税を行うものでありますことから、所得税と同じ方式をとることが適当であること、そして、納税者が簡単にならざるに特別減税額を算出できるなど、納税者にとつてわかりやすいものとする必要があること、さらには、実務的にも簡便なものとする必要があることなどの理由から、定額による特別減税を行うこととしたものであります。

○桑原委員 その方法をとられたという理由はわかりましたが、それでは、従来の定率による減税方式と異なることによって減税の効果にどのような違いが予想されるのか、そのことについて次にお伺いしたいと思います。

○成瀬政府委員 七月以降は通常以上に納税額がふえる納税義務者が出て減税効果が薄くなるのではないかと御指摘であったかと思えますけれども、そのような方につきましても、個人住民税の総額、年間を通じます負担の総額では税負担が軽減されていることは明白であります。さらには、できるだけ早期にというところで、六月には個人住民税が徴収されない、確実に給与の手取りがふえるというメリットもありますので、それらの事情を勘案しますと、消費の回復に期待することはできるのではないかとこのように思っている次第でございます。

○成瀬政府委員 御案内のように、個人住民税は賦課課税の仕組みをとっておりますので、納税義務者みずから税額計算する必要はありませんけれども、今回の特別減税の定額控除方式であれば、各納税義務者もそれぞれの特別減税額を容易に計算できるということから、今回の特別減税によつてどれだけの可処分所得の増になるかというものが容易に計算できる、そういうメリットがあるものと考えております。

○桑原委員 そうしたことなどが議論としてしっかりと国民の目に見えてこないというところ、やはり今回のこの特別減税のあり方の問題があったのではないかとこのように思っています。ともかく、平成十年度予算への一律キップの導入ですとか、あるいは種々の負担増、金融不安や消費マインド、そういったことなどを含めて、景気は大変冷え込んでいる。減税はやらねえよりましだと当然思いますが、この程度の減税で効果が期待できるのか、甚だ疑問にも思いま

○桑原委員 そういうことではなしに、例えば今

度で効果が見えてまいりません。おまけに、

す。

早くも自民党の幹部の口からは、特別減税の継続や新たな景気対策を求める声も聞こえてまいります。額賀房副官のアメリカでの発言報道も取りざたをされておりますし、そうしたもろもろに反応したのか、昨日あたりは株価も上昇いたしました。もし景気対策、新たな減税、そういったものの必要性を認めるなら、時期を失することのないように、思い切った減税の積み増しも決断すべき時期なのかと思えますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか、自治大臣。

○上杉国務大臣 時期を逸することなく機敏に対応していかねばならぬことは御指摘のとおりでございますが、今次の当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税につきましては、六千億円の特別減税を行うこととしたところでございます。また、平成十年度の地方税制改正におきまして、法人事業税の税率の引き下げや住民税の土地譲渡課税の見直しなど、地方税負担の軽減を行うことを予定をいたしておるところでございます。

しかしながら、さらに大規模な減税を実施いたしますためには、そのための財源をどうするかという点が重要でございます。特例的な地方債の大量発行等による大規模な減税の実施は財政構造改革の基本を崩しかねないものでございまして、これを実施することは、さまざまな問題が生じることと考えておるところでございます。

○桑原委員 そこで、今自治大臣、地方財政への影響について言及をされましたので、最後の質問ということで、地方財政への影響についてお尋ねをしたいと思います。

個人住民税の減税による地方税の減収は、減税補てん債の発行が認められることによって補てんされることとなっておりますし、また、所得税の減税による地方交付税の減額分については、国の一般会計からの加算措置により補てんされるというところになっております。しかし、いずれの場合も、今後の返済に当たりましては、地方財政を圧迫し、その中央依存的な体質を強めることになる

のではないかと憂慮をいたしております。

地方における財政構造改革や地方分権の方向に特別減税がどのような影響を及ぼしていくのか、そのことについてどのように考えておられるのか、改めて伺いたいと思います。

○二橋政府委員 今回の減税によりまして地方財政への影響につきましては、ただいま委員御指摘のように、住民税関係につきましては減税補てん債によりまして、また、所得税の減税に伴います交付税の減収につきましては、九年度の補正分につきましては国の一般会計の加算、それから十年度の分につきましては交付税特別会計の借り入れという形でそれぞれ補てんをいたしまして、地方財政の運営に支障が生ずることのないように対処をしておるところでございます。

また、これに伴いまして、今後、減税補てん債や交付税特別会計の償還が必要になるのは当然でございます。また、交付税の法定加算がその分減少するということになることはそのとおりでございますが、一方で、今回の減税が景気の回復を目的として、ねらって行われるものでございまして、そのことによりまして、地方税、地方交付税の増収が期待できることとでございます。

また、今後の地方財政計画の策定に当たりましては、地方財政の所要額を的確に見込みますとともに、地方財政の運営に支障が生じないように必要な財源を確保してまいりたいというふうに考えております。

これらのことによりまして、地方分権の推進、あるいは地方財政の健全化などの、地方団体が現在当面しております諸課題に対処できますよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○桑原委員 抽象的な言い方としては、そういうふうな景気を刺激して税収をふやして、そのことによって地方財政への影響を、それを上回る効果があるんだというふうに、一般的に抽象的に言われますけれども、問題は、具体的にどういった、ある意味では数字も挙げてそういった予測ができる

のかという議論が国民の目にしっかり見えるようにするということが、私はやはり大事ではなからうかというふうに思います。そこら辺が非常に大ざっぱで、急ぐ余りというのか、大変に議論が抜けているというふうに思わざるを得ません。

今、財政局長御説明をされましたけれども、そんなことは改めてとりたてて私は聞かなくても、そのような中身でなければならぬということとはわかっておるわけでして、もっとそこら辺を具体的に説明をされて、初めてああそうなのかというふうなそれなりの納得ができるわけでございまして、そのことも一つつけ加えてお話をしておきたいと思います。

そこで、国の景気対策として、国税である所得税を減税するということは私は理解できます。しかし、そのたびごとに地方税の減税が連動されていく、地方財政がある意味では振り回されていく、そういう意味では、地方財政の自主的かつ自立的な健全化、これは財政構造改革の目標にもなっているわけですから、そういういったものが遠のくのではないのか。効果を上げて、ある意味では景気がぐんぐん上昇したということであればそれはそれでいいわけですが、いろいろなケースが考えられるわけですね。

方を通じて言えることだと思ひます。

したがって、私は、苦しい財政状況のもとでございすが、地方単独事業、最も機動性があつてニーズの高い事業でございすが、地方単独事業については四割とさせていたございました。しかも、それらにまた影響のないように、三千億程度の調整のための地方債の枠を用意いたしておるところでございまして、御指摘の点についてはできる限りの努力をして、そのような対応をさせていただいておるところでございします。

○桑原委員 時間がもう終了したので終えませんが、これから地方分権をやっていくに当たつて、財政の自立、自主的な健全性の回復、そういうものが大変大事だというふうに思ひます。そういう意味では、私は地方税は減税するなというふうなことを言つておるわけではございせん。

地方税というのは地方のための税金なんだから、減税するときは地方の判断で、地方の自立性でしっかりやれるような仕組みをつくっていくのが地方分権なんだ、そういう点で考えたときには、いつもいつも国に運動させなければいけません、そういうものではないんだというところをしっかりとわきまえて、これからやっていたきたいというところを改めて申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○加藤委員長 松崎公昭君。

○松崎委員 民友連に所属しております民政党の松崎公昭でございます。民友連の二番手というところで。

実は、今、桑原先生が詳しくお話しになりましたが、冒頭に、これは通告をしていないのですけれども、ゆりべの大蔵省への家宅捜索、検査官の逮捕、これは直接は大蔵委員会で行つていただいていることだと思ひますが、日本の官僚制度の最もトップであります大蔵省が、今までの戦後五十二年たった、特に官僚体制のいろいろな矛盾がここへ来て集約されてきた。

そこで、この逮捕に關しまして、これは大蔵省だけの問題じゃない。つまり、自治省も起債の問

題やいろいろなところとの關係があつて、あるいは銀行も關係があるでしょう、自治省の方々も關係がある。また、地方にも大きな公務員の数がおるわけでありまして。

このことに關しましては、一説によりまして、もう既に蔵相の辞任の問題があるとか、あるいは小里長官も公務員の倫理法をもう一回しっかりとやるべきだ、そういう発言もされているようでありまして。けさにも閣僚の懇談会があつたとは思ひますが、その辺の自治大臣の御感想と、今後の公務員倫理法に対する、あるいは公務員の倫理に關しまして大変なお立場でありますので、これは他山の石じゃないので、まさに日本の官僚制度の一番大事な一角だということで、大臣の見解をお聞かせいただきた。

○上杉國務大臣 お答えいたします。

大蔵省の今回のことは、あつてはならないことがあつたわけではございまして、極めて厳しく受けとめておるところでございします。

なお、ちょうど今、行政改革や金融システムの改革等、国民の皆様により理解を求め、行政府が信頼を勝ち取らなければならぬ、その上に立つてこれらのことに取り組みなければならぬ最も大切な時期にこのような事件が起こつたことは、極めて遺憾千万と思つております。

なお、けさほどの閣議におきましては、綱紀粛正について厳しく総理あるいは官房長官、關係大臣からもあつたところではございまして、今後、この大蔵省の問題は大蔵省だけの問題とするのではなく、綱紀の肅正、また責任ある行政府としての行政執行について、このようなことのないようにさらに対応してまいりたいと考えております。

○松崎委員 まさに大臣のおっしゃるとおりでありまして、これは単に大蔵大臣が辞任するとかしないという問題ではなく、最近の、この国会でもそうでありまして、大きないろいろな問題の本質論として出てきているわけでありまして。特に、きょう、この法案とも關係する、先ほど桑原先生もお話しになつておりまして、私も同じ

論点でありますけれども、結局、大蔵省を中心とした日本の財政システム、そういうところから、中央、地方の關係も大蔵省がほとんど日本の財政機構を形づくつてゐる。そこから出てきた今回の法案も關係するわけでありまして、そういう意味で、大蔵省に対する信頼が薄い場合に、これはなかなか地方に対しても説得ができないのではないかと、そんなふうに私は危惧をしておりますので、大臣の見解をお聞きしたというわけでありまして。

さて、二兆円の減税問題でございしますけれども、多くは大蔵委員会等で、あるいは本会議でも随分議論のあるところでありまして。

私も、地方自治体というものが、しっかりとこれから分権の中で自治自身を勝ち取っていく、そういう視点からまいりますと、大蔵省なり国の減税策、つまり、これは国の失政といひましようか、国の大きな政策転換から地方に影響が出ていける、そういうことでありまして、主体性のあるこれらの地方自治体をつくるという点では、常に国の意向によつて左右されている、それが大変これからの問題ではないかというふうに私も思つております。

特に、総理大臣がクアラルンプールから帰国して、十七日の朝、突然に表明された。その前日には九八年の税制大綱も出たわけでありまして、で、先ほどの御指摘のとおり税調の軽視ではないか、そういう段階での十七日の突然の表明ということではございします。

時あたかも財法をつくり、しっかりと六年間の縛りをしたところで、特に我々野党側は、今の日本の経済の状況は、あるいは戦後五十年、最近のバブル以降の経済が回復していないところに九兆円もの増税をした、その政策の失敗だということに常に言つてきて、また我々は、六兆円という減税をすべきだということを主張してあつたわけでありまして、そういうことを全部はねのけてあつたところで、これは外圧かもしれせんけれども、二兆円の減税を、私も、あの日は朝た

またテレビを見ていて、突然の発表でびっくりしたわけでありまして。

さて、大臣は、いつ、どういふところでこういう連絡を受けて、この必要性というものを本当に感じたのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○上杉國務大臣 私が一番最初にお聞きいたしましたのは、十二月十七日の朝に招集された官邸における、政府それから關係閣僚と与党でございまして、合同の會議が持たれたわけではございします。総理からその朝、私は二兆円の特別減税のお話をお伺ひいたしました、その場で關係閣僚と与党の間で、実施の方向づけに、協議の結果なつた、こういうふうに記憶をいたしております。

総理は、アジアの通貨、特に金融不安や秋以降の我が国の金融機関の経営問題等の影響によりまして、国民生活では家計の上に、あるいは企業の景況感の悪化が見られますように、たゞたゞ先ほどもお答えいたしましたように、何としても、日本が発信をする経済恐慌というものは決して起してはならないのだ、そのようにかたい決意を持つて特別減税の実施を決めた、心にそういう決意をした、こういう真情も吐露いただきました。そのようになつたことで政府が決断をされ、それを受けた關係閣僚と政府・与党の協議の結果、これは方向づけになつたもの、このように考えておりますし、また、総理の現状認識については私も理解をするところでございします。

今回の二兆円規模の特別減税とともに、また財政金融両面にわたるさまざまな措置と相まって、家計や企業の経済に対する先行きが極めて不透明感を強くしておるわけではございしますが、これをこの方向で対応することによりまして、これをいたしました、我が国経済の力強い回復につながるものと受けとめておるところでございします。

○松崎委員 そのお答えは、各委員会でも総理もおっしゃつていますし、当然内閣の一致性からいって、よく理解というかわかりません。さて、財政構造改革法案が通つてゐるわけであ

りまして、この辺が地方の方々に、先ほどもちよつとあつたのですけれども、どうやって説明ができるのか。

これは国が決めたことだから、今までの制度でいけば、先ほどの大臣のお話のように、地方と国は二輪だから当然こういうことになるのだ、あるいは七対三で、所得税と住民税がこういう場合にも必ずやるのだというふうに言われております。私はまだ一年ちよつとしか国会に来ておりませんので、どうもわからないですね。何で国と地方が常に一体でなければいけないのか。

というのは、分権を今進めているわけでありまして、推進委員会も頑張りましたけれども、大変な省庁の反対とか圧力で後退、後退してきた。しかし、分権をやるのだというところはもう法律で決まっています。地方の主体性というものをいかに出さなければならぬのか。国の政策の失敗のツケを地方も三割全部受けるのだ、そういうことで果たしたいのかどうか。まして、これは国会は、我が国が深い議論をしているところはわかりませんけれども、一般国民あるいは地方の方々は、どうなっているのだらうというふうに思うと思うのです。

ですから、その辺を自治省として、財政構造改革法との整合性をどのように地方に説明いたしますか。

○成瀬政府委員 特別減税と財政構造改革法との整合性はどうかという御質問であつたかと思ひます。

財政構造改革は、危機的な状況にあります我が国の財政を健全化するとともに、安心で豊かな福祉社会、健全で活力ある経済の実現等の課題に対応できる財政構造を実現するためのものであり、その必要性、重要性は何ら変わるものではないというふうに思っております。

と同時に、我が国を取り巻く経済金融情勢の変化に機敏に対応いたしまして、財政、税制などに

要請されます所望の措置を講じていくこともあわせ配慮されなければならない事柄と考えられ、両者は常に二者択一の問題というのではなく、いわば二〇〇三年度までの中期の目標と当面の対応という、タイムスパンの異なる問題とも言えるのではないかと考えております。

○松崎委員 何か自治省が出している本の解説文を何度も聞かされているみたいですが、私は本質論を言っているのです。分権推進をやるうといつて、自治体にもっと裁量権を持たせよう、しかし、財源の問題もやろうとしたらそれも全部オミットされた、これでは中央集権体制は全然変わらないのです。そういう中でこの問題が言つた。それで説明できるのかと私はよくわかりません。だから、ちよつとその辺が残念な話でありまして、これは構造を全部変えなければだめだということをつくづく感じるわけがあります。

それでは、その一体化論はわかりますけれども、この減税はちびちびやっているわけですね。しかも、よく見ると、一年以上にわたる場合もある。地方税なんかともそうですね。それから、一部所得税もそうかもしれません。少なくとも、四カ月はずれているわけですね。ですから、これでは減税効果、つまり、景気回復をするためにということが非常に薄いような感じがいたします。

であつたら、もっと二月、三月、所得税一本でどんとやつた方が減税効果があるのじゃないか。だから、そういう意味で、地方税をセットにするということが本当に減税をし景気浮揚をするための効果としてどうなんだ、そういうことなのですね。ですから、地方のそういう減税は余り効果がないから、それはもう所得税一本でやつてみたらどうか、私なんかは本当に短い期間ですから、単純に国民的な発想で思うのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○上杉国務大臣 今回の二兆円の特別減税につきましては、地方の方は個人住民税の減税としたこと

とはもう御承知のとおりでございます。地方税は国の税と違ひまして、二年にまたがることも事実でございます。御指摘のとおりでございます。ただ、これを所得税一本にするということでございますが、地方が約六千億、国が一兆四千億でございます。このはね返り分として交付税に四千五百億の穴があくわけでございます。そのようなこと等もございまして、国、地方、合せて二兆円という地方税の方の減税も、議論の末そうなたわわけでございます。やつた以上はこれを効果あらしめるものとしなければならぬし、また、私も効果あるものと確信をして今後対応をしようと考えております。

○松崎委員 それはそういう答えになつてしまふのでしようけれども、減税効果であつたら、やはり恒久減税にすべきだと思ふのです。我々も特に、本当にこれからの景気を考えた場合に、だんだんやつていくのではなくて、要するに消費マインドを上げる、そういう方針に切りかえるべきだと前から私たちは言つておるわけでありす。

私は、今言つた大臣の方式では、そういうふうな決まつていくからやらざるを得ないという答えであつて、それでは本当の効果は出ないのじゃないか。ですから、恒久減税化すべきだという議論を我々は常にしているわけでありすけれども、これは所得税とともにございすますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○上杉国務大臣 減税のあり方、景気対策としてさまざまな議論があることはよく承知をいたしております。恒久減税については政府としては今考へていないところでございまして、とにかく今度の二兆円の特別減税等によりまして、全力を挙げ

て景気対策、国民の生活を支えるために努力をし

なければならぬ、このように考えております。

○松崎委員 それでは、先ほどもちよつと出たのですけれども、特別減税による地方財政への影響という問題で、今回の減税によつて、一兆七千億が地方財政全体に影響を与えます。九年度分が三千億、これも地方交付税に影響が出るわけですね、足らなくなる。これは一般会計から加算措置で処理をする。要するに、国がちゃんと面倒を見る、ですから、ちゃんと聞けよ。

しかし、この仕組みには幾つか疑問があるわけでありまして、国税の精算分、八年度分と九年度分、プラス、マイナスをやるわけですが、九百億円もその中に入れてしまつて計算する。これは私たちがから見ると、その精算分というのは本来地方の取り分ではないか。ですからこれを、国の政策からして減税を無理やりした、交付税にも影響が出てしまつたからそれは面倒を見ますよ、ま

ではいいのですけれども、地方の取り分まで組み込んで計算をして二千幾らにしてしまふ、それはちよつとおかしいのじゃないか、二千二百億になつてしまふわけですね。これは筋違いじゃないかと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○二橋政府委員 この特別減税に伴います地方財政への影響がございまして、その時々、過去と地方の財政状況を考慮しながら措置してきておるところでございす。

今回の場合には、今委員が御指摘になりましたように、九年度の補正で九年度分の影響額の手当てをいたしております。そのときに八年度の精算増分を使つてはいるではないかというところでございす。これにつきましても、過去、昭和五十八年あるいは昭和六十二年、昭和六十三年といったような年度に同じような事態がございまして、そのときに、精算増によりまして交付税の増額をこの減収に補てんをいたしておるわけでございます。八年度の今の精算増が出てまいりますが、八年度につきましましては、御案内のように財源不足が当初からございまして、国、地方の折半によつ

て交付税の総額を確保いたしております。したが
いまして、精算増が出てまいりました八年度に精
算増が出ないような税収見積もりになっておつた
と仮に仮定いたしますと、そのときの国、地方の
それぞれの負担をいたします借入金、折半の借入
金であります、それだけ減ってくるという性格
になるわけでございます。

したが、いまして、そういうことから申します
と、今の八年度生じました精算額を今回の減収の
補てんに使うということはおかしいこと
ではないのかというふうに考えて、過去
の五十八、六十二、六十三といった年度と同様の
措置としてこの精算増を一部充て、残りの分につ
きましては、二千億余でございますが、これにつ
きましては国の一般会計からの加算により補てん
をするということにして、地方財政の運営に支障
が生ずることのないように措置をしたところでご
ざいます。

○松崎委員 今までの例はそうでしょうけれど
も、最近では地方でも分権のことが非常に意識が
高くなってきて、財源問題という点も、昔は、私
言いました、こういう財政の調整の問題は議会で
おけばいい、国とか地方のシステムに任せておけ
ばいいという感じでしたわけですが、今、
我々は分権ということ意識して、財源がどうな
んだ、こうなんだ、中央のどこをどう変えれば分
権が実現するんだ、そういう極めて関心の強い状
況になっているわけだ。

そこで、前の年、今までもこうやっていました
からというの、それはわかります、制度です
から、でも、我々からすると何か解せない。地方
で、これは本来増収になったら、三三%の範囲か
もしれませんが、この辺もこれから議論に
なるわけですが、ちょっと解せない。そう
いうことでやめておきますけれども。
それから、もう一つ同じような問題で、先ほど
も出しましたけれども、補てんを地方交付税の後年

度加算額にツケ回しをしていく。本来、加算額と
いうのはいろいろな要素から、地方が当然取る分
だ、つけますよというところにあるわけですが、
これも、それをまた、今出てきた補てん分を後で加
算額から減額する、十三年から二十年で、これも
ちょっと解せないですけれども、これも筋違い
じゃないかと。どうでしょう。

○二橋政府委員 ただいまの委員の御指摘は、九
年度の地方交付税の影響額に對します一般会計の
加算、二千億余であります、それを後年度精算
するのはおかしいのではないかと、こういう御指摘
かと思ひます。

これも、先ほどちょっと申しましたように、い
ろいろなケースでいろいろな補てんの仕方が過去
ございましたが、近年は、この特別減税のよう
なものが当初であります場合と、それから今回のよ
うに一部補正に係るものと違ひはございます
が、補正の場合には加算措置で対応するケースが比
較的多く、当初の場合には特会の借入れという
形で対応するといふ場合が比較的多いわけござ
います。

そういうふうに対応いたしました場合に、交付
税法の考え方は、昭和五十九年度を境にして、基
本的にその加算、減算で対応するといふ仕組みに
なつてまいりまして、そういうものに準じた加算
措置といふことであります、後年度精算をする
といふことになつておるわけでございます。
これは逆に、地方交付税を国の方に貸した場合
には、当然また特例の減額という形でこちらの方
に返してはならないといふことになるわけ
であります、そういうことになつておるわけ
であります、今委員御指摘のように、地方財政
全体が、今の分権といふ問題の中で、いろいろな
角度から十分健全化あるいはその充実を検討しな
くてはいけません、あります。

今回の特別減税のように景気の回復をねらつて減
税が行われます場合には、当然景気回復に伴う税
収の増、これも交付税を通じて半々で国と地方に
はね返つてくるというところでございまして、そう
いうことを踏まえて、ただいま申しましたような
形の加算措置、それを後年度精算をする、そうい
う考えになつておるものでございまして、御理
解をいただきたいと思います。

○松崎委員 この議論はかなり深く、広くまたや
らないと、財源問題、それから国と地方の大きな
関係、それが将来分権にどういふ形になつていく
か、非常に大きな問題を常にあらわしながら、各年
にこういう問題が出てくるのではないかと、思ひま
すので、議論は尽きないわけでありまして、
特に、私の町は不交付団体でありまして、よく
私は不交付団体の問題をいたしますが、それは裕
福なんだから黙つておろすといふこともかもしれま
せんけれども、そうではないのでありまして、私の
町でもやはり十数億円の減税による影響が出る
といふことで四苦八苦しております。やはり不交付
団体の問題等も今後もしっかりといきまさんと、
非常にいつまでも問題になるといふふうに思つて
おります。

時間がなくなりました。最後に大臣に、これは
質問ではありません、要望であります。地方分権
推進委員会、頑張つておりましたけれども、最近
総理大臣が、五次勧告とは言つていないようであ
りますけれども、権限、国と地方の役割分担等を
明確にしていけといふことで、もう一回分権推進
委員会をやつてくださといふお話があつたそう
でありますけれども、こういった分権推進の問題
が非常に、まさにこの財源問題も含めて重要であ
ります。また、計画が六月ぐらひまでに出るわけ
でありますけれども、今後とも頑張つていただき
たい、そのように要望を申し上げまして、終わ
りにいたします。

○加藤委員長 樹屋敬信君。
○樹屋委員 新党平和の樹屋敬信でございます。
ありがとうございました。

平和・改革を代表いたしました、今回の補正予算
関連法案、質疑をさせていただきます。
上杉自治大臣には初めて委員会でお目にかかり
ます。私は今までもずっと長い間厚生をやつてお
りまして、本場に福祉をやらうと思へば、やはり地
方の行政に手をつけない限り本場の福祉は実現
できないという思いから、この国会から地行で
しっかり仕事をさせていきたいと思います。
どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

そうはいいつつも、最初の法案が余りうれし
くない法案でありまして、今、この席に大変悩みな
がら立つておるわけでありまして、
と申しますのは、まあ減税法案ですから、本
当に多くの国民にとりましては、一日も早くやれ、
我々野党も、新進党時代から大型減税については
主張してきたわけでありまして、まあツリトリル・
ツリトリルといふ話もありまして、規模は小さい
わけではあります、しかし、我々が言つてきた
ことでもあるわけでありまして、そういう意味で
は早くやらなければいけぬなという思いもありま
すし、先ほどからの同僚委員のお話を聞いており
まして、やはり地方財政に大変大きな影響を与え
る補正だ、こういう思いもするわけでありま
す。そんな悩ましい思いでこの席に立つておりま
す。

特に、私は、地方の職員を衆議院議員になる前
にやつておりました、知事さんとか副知事さんと
か偉い立場ではありません、まさに現場で、自
治省や厚生省や国の方針が出るたびに右往左往し
ながら、特に平成の時代になりましてからの地方
行政の変化といふのは、大変に厳しい財政事
情の中で大変に苦勞しておるという状況もあるわ
けであります。この法案に關しても、あるいはこ
れからの当初予算の議論に際しても、あるいはこ
う地方の声をしっかり大臣に聞いていただきた
い、こんな思いで私は議論をさせていただきます
と思ひます。

最初に、今回の特別減税でございます。先ほど
から同僚委員の話がいろいろありましたが、二兆

円の減税をする、我々野党にとっては、要求はし
続けてきたものの、突然でありますから、まこと
にびびりしたわけでありま。

二兆円の減税というのは、先ほどのお話をす
と聞いておきますと、国と地方、車の両輪だとい
うお話もありまして、結果的に二兆円の中で、も
ちろん景気が活発になって経済が活性化して増収
になるかもしれないけれども、今の状況から見ると
まことに厳しいわけでありまして、二兆円、
税が入ってこないわけでありまして、それは国
と地方で車の両輪で負担をするんだ。国は結局の
ところ、私はよくわかりませんが、二兆円のうち
一兆円は地方が負担をする、財政の裏づけをしな
ければならぬというように私は理解をしております
が、それでよろしゅうございませうか。

○二橋政府委員 今回の特別減税は二兆二百億で
ありますが、交付税へのはね返り分まで含めま
す、今委員御指摘のように一兆七億圓ぐらいは
地方の方への影響額になるということございま

○榊屋委員 これは、私も減税法案を聞いたとき
は大変喜んでおりましたけれども、実際、地
方の負担を考えますと、一兆円は明らかに、ま
先ほどの同僚委員の質問、議論の中で、一般
会計における地方交付税の加算措置であります
か、減税補てん債などによりまして当面の措
置は出されるものの、しよせんそれは地方の負担
として残るわけでありまして、これは決して小
さい数字ではないわけでありま。

そこで、先ほどから議論が出ておりましたけれ
ども、やはり一つのポイントは、昨年の暮れに財
政構造改革、これも私も反対しました。財政構
造改革という国、地方の財政の神をはめておい
て、しかる後に、今の話じゃありませんが、一兆
円は地方の負担になるんだというように、まさに私
どもの新党平和の神崎代表がよく言っているの
すけれども、今の政府のやり方はブレーキとアク
セルを同時に踏んでいるんだ、したがって国民は
むち打ち症になってしまふぞ、こういう指摘もし

ているわけでありまが、その現象というのは、
国よりも地方自治体にまきに出ていくわけであり
ま。

財政構造改革法で枠はきちつとはめられたわけ
です、これから二〇〇三年に向かつてしっかりと
財政構造改革をやりましよう。端的に言うると、
財政構造改革の本義というのは、これ以上財政赤
字をふやすのはやめましようということだろうと
思うのです。しっかりと枠をはまて、それで
もって減税ですから、一兆円をどうするかという
話でありますから、まことに地方の立場は、住民
の立場からすれば喜ぶ話かもしれないけれども、地方
財政を担当するものにとつてはまことに私は切実
な問題だろうと思ひます。

そこでお聞きしますが、今回の二兆円減税も含
めて、九年度、十年度、地方の長期債務は一体ど
ういうふうになるのか。

財政構造改革法案のときにいろいろ議論があつ
たようでありまが、私もつづきに後から資料を
見させていただきました。あの法案を議論する
ときは、平成九年度末で長期債務残高百四十七兆円
という資料、これは調査室ですか、つくられた資
料を見ておりますが、百四十七兆という数字があ
りました。しかし、最近の新聞を見ますと、一月
十五日の日報には、国、地方の借金残高は百五十六
兆円になるといふような話、百四十七兆という新
聞に私は理解をしておりましたけれども、この一
聞を見ますと百五十六兆。これは九年、十年で一
体どういふ赤字がふえていくのか、この辺の実態
といたうのはどうなるのか、よくよく御説明をいた
だきたい。

それから、今回の二兆円の減税でこれにどうい
う影響が出てくるのか、まず御説明をいただき
たいと思ひます。

○二橋政府委員 ただいま委員がお挙げになりま
した百四十七兆円という数字は、平成九年度末の
地方の長期債務の当時の見込みでありました。そ
の後、今の特別減税なりあるいは補正予算におき

ます事業の追加がございまして、それで、平成九
年度末は百四十九兆円、その百四十七が百四十九
兆円になっております。

今回、地方財政対策を講じまして、十年度の予
算、あるいは地方財政対策によりまして十年度末
を見込みますと、今委員がお挙げになりました百
五十六兆円になるという見込み、これは十年度末
の見込みでございませう。

○榊屋委員 先ほど言いましたように、財政構造
改革の審議のときに実はこういうスキームが出て
いまして、国、地方合わせてこのときは五・四
の財政赤字がある、これを二〇〇三年までに三
にとどめ置くんだ、これが目標でしよう。これは
法文の中にも入っているわけでありまして、この
中で、地方は、二・二％、これを一・一％程度に
するのだ、こういうスキームでだんだんと減つて
いく、こういう方向ですね。

これがひとり歩きしているのですよ。私も地方
で見てもありました。大変な時代が来る、どう
しましようかと地方の財政担当はみんな悩んでい
ますよ。

そんな中で、今のお話じゃありませんが、この
財政構造改革の目標を立てたときは百四十七兆で
あったけれども、九年度末は、これは減税ではな
い、恐らく補正給みだろうと思ひますが、百四十
九兆円、二兆円既にふえておる。それから十年度
です、恐らくこの減税の影響もあり、減税は一兆円
ですから、二兆円かな、影響が出てきて、百五十六
兆程度になる。

果たして財政構造改革というのはちゃんとい
うのだから、こんなスキームどおりいくのだから
か。もちろんこのスキームは、いかなければなら
ない追加措置をとりますよというように書いてあ
るけれども、実際に地方は目標を与えられて頑
張っているわけでありま。私は、本当に今回の
この状況というのは、確かにタイムスパンの説明
はもう先ほどから何度も聞きました、耳にたこが
できるほど伺いました。財政構造改革と景気対策
は二者択一の問題ではない、二〇〇三年までの中

期目標と当面の対応というタイムスパンの問題だ
と、タイムスパンの異なる問題だと嫌というほど
聞きました。

だけれども、地方の財政担当にとつてみれば、
今のスキームのように、年々歳々、特に十年、十
一年、十二年というのは強化年間で、このとき
に本気でやるんだよ、立ち上げのときに、とい
うことでしよう。それで財政構造改革の本義は、
さっきも言いましたように、赤字をふやさないとい
うことなのですから。しかもふえていく。た
だ、GDP比は一・九％という何かわけのわから
ぬ、これも国民から見てもわかりませんよ。ただ
しかし、十二月に発表になったのは一・九％で、
去年が二・三％で、赤字も減っていますというの
だけれども、今の話じゃなければ、長期債務
はどんどんふえていく。

私は、よく言うのですけれども、サラ金を借り
ている一般国民の方がよく私のところに市民相談
で来られます。聞くと、必ずあつちこち借金し
てわけがわからぬようになっていまして、御自分も
わからぬようになっていまして、まさにこういう状況
ですよ、今は。本場に財政構造改革の目標は堅持
されるのか。何かもう既に与党の幹部の中では、
目標をちょっとずらそうか、もともと二〇〇五年
だったんだなんというふうな議論もありますけれ
ども。

その辺、大臣、本場に財政構造改革、いくので
すね。二兆円減税、大丈夫ですか、こんなことを
やって、ちょっと大臣のお話を聞きたいのです。

○二橋政府委員 大臣のお答えの前に若干説明を
させていただきますが、財政構造改革法で決ま
した一番中心は、委員もお挙げになりました、財
政赤字を二〇〇三年まで六年間でGDP比の三％
以下にするということでありま。その考え方は、
は、もう一つお挙げになりました長期債務の残
高、これが果敢しないような体質にする、そのた
めに二〇〇三年までに三％に抑えていく、こうい
うことございませう。

たしました各分野ごとの主要な歳出について
キャップをかける、このうちの特に教育でありま
すとかあるいは社会福祉でありますとか公共事業
関係というのは、直接地方にも非常に影響が大
きゅうございます。

したがって、そういう形で主要な歳出にキャ
ップをかければ、国、地方を通ずる歳出の抑制が図
られる、そういうことから、十年度は、私どもの
地方財政計画の一般歳出はマイナスの一・六とい
うことになっておりますし、国の予算の一般歳出
は三角の一・三になっております。それから財政
赤字、これは、そのとき、毎年のネットの赤字の
増分を財政赤字というふうに考えております。こ
れは国際的な共通の概念でございますが、そうい
うことでとらえておりますので、平成九年度の二
・三が十年度一・九になっております。

ということから申しまして、今の減税によっ
て、その分の借入金金の減が、その分だけ減少す
るスピードが落ちたといえますが、少なくともた
いことはございまして、基本的な財政構造改革
で目指した枠組みというのは、十年度の地方財政
対策におきましても守られていこうというふうに私
どもは考えております。

○上杉國務大臣 政府が財政構造改革をやるう
としておるわけですから、地方財政構造の改革もあ
わせてこれはやらなければならぬ、こういうこと
でございまして、この問題についての基本を変え
るつもりはございません。また、そうしなければ
ならぬ、こう思うのです。

特に、委員は地方財政を非常に心配されてお
りますが、国との連動として申し上げれば、地方財
政の大方を占める、例えば教育、それから社会保
障、公共事業で地方財政の七〇%を占めるわけ
でございます。ですから、地方単独でどうだこうだ
と言えようようなものではありませんが、地方から
見れば特に財政が厳しいわけでございますから、
補助事業を受け入れるそのための裏負担、これ
は、交付税措置として足らなければ、当然、国が
国債に頼っております以上は、足りない分はこれ

は借金をしなければならぬ。

また、地方単独事業等も、これは大変機動的性が
あって地域住民の皆さんのニーズの高い事業でござ
いまして、これらについても、財源措置がどう
してもできないということであれば、これも借金
に頼って財源措置をしなければならぬ、こういう
ものもあるわけです。

ただ、どういふことを平成十年度を目指して努
力しておるかという点、そのようなことを十分踏
まえて、財政構造改革、国も地方も財政事情の大
変厳しい状態ではあります、精いっぱい努力を
しておる。例えば地方交付税、地方の方の唯一
の自主財源というか財源でございますが、例えば
対平成八年度、平成九年度地方交付税の伸びは、
一・七でございまして、平成十年度は、新年度予
算を御協議いただくときに説明も申し上げま
す、平成九年度に対しては二・三の地方交付税の
伸びというものを示して、新年度予算に対する御
議論をいただくということにいたしておるわけ
であります。そのような努力は非常に厳しい状況の
中でもしておる、この事実だけは御理解をいた
だきたい。

○棚屋委員 大臣は宮崎御出身でありまして、宮
崎も大変に地方財政、豊かなところでもないよう
に私も理解しております。地方の状況というのは
よくよく御理解を賜りたいとお願いを申し上げて
おきたいと思っております。

特に地方は、本間に、財政構造改革の目標を与
えられて、これからどうしていくのかということ
は、先ほどの、何とも言えませんけれども、何
言われたか何とも言えない、タイムスパン
の異なる問題です。先ほど、地方は十年、十
一年、十二年、あるいはそれから先のことも、毎
年の地方財政、将来の財政赤字の状況も勘案しな
がら苦勞しているわけですから、そういう
ときに今回の二兆円減税の話がばんと、先ほどの
同僚議員の話じゃありませんが、地方に何の説明
もなく出てくるということは、地方にとってはた

まらない、悲鳴に似た声が出るのではないかと私
は思うわけでありまして、

結局どうなるかという点、地方は大変に厳しい
財政状況にあるわけですから、結局のところ
ろ、今言われましたように、こんな財政構造改革
に加えて二兆円減税なんというのをやられます
と、十年、十一年、十二年あたりの強化をしなけ
ればならぬこの三カ年については、まさに地方単
独事業や一般事業を切り詰めるしかない。それは
どこのつまり、福祉予算や特に単独でやっている
県、市町村の福祉の事業あたりをばつり切り捨
てる、切り捨てざるを得ないような状況が出て
くるのではないかと、私を私は大変に懸念を
いたします。

もう一つ考えられるのは、今借りている借金を
どんどん、借金はふえるわけですから、借金を先
延べするしかないということ、きのうの、これ
も日経ですか、自治省は償還期間の延長要請、公
債負担を平準化しない、こんな記事が出てお
りました。特に、地方歳入等では借りかえをす
る、大体三年据え置きで十年というところです
れども、これを二十年にしろとか、そういう手し
かなくなってくるわけですね。この中には最後にと
んでもない言葉がありまして、実施しない自治体
に対しては、起債枠の削減など強硬手段も辞さな
い構えであるというふうなことになる、と、
さっきの議論ではありませんが、一体、地方分権
というのはどうなるのかということになるわけ
であります。

先ほどから出ておりますけれども、財政構造改
革のあの閣議決定のときも、財政構造改革の中
で地方自治あるいは地方分権推進の観点に十分留意
するということも出ていたわけけれども、全く反
するのじゃないか、私たちはそういう気がするわ
けであります。

この日経の記事の最後の起債枠の削減など強硬
手段も辞さないというのは、これは本当ですか。
○二橋政府委員 最初に、最後のお尋ねから申し
上げますが、今の地方債の償還期間というのは国

体でまちまちでございますが、例えば県で申しま
すと、十年で二回借りかえて三十年で実際に返し
ているというところが十団体、それから一回だけ
借りかえて二十年でやっているところが十七団体
ございます。その片方で、十年で返しているところ
が十九団体ございます。御案内のように、国の
方は国債は六十年で返しておるわけでありまして、
そういうことから、地方団体の公債負担が最
近急増いたしておりますその一つの要因として、
これは地方債は施設をつくる等、投資に見合っ
て行っておりますが、その施設の耐用年数を考え
て償還期限を設定しなくてはならないわけであり
ますが、三十年とか五十年とかという耐用年数に
なりますが、それに比べて十年というのはいかに
短い。そういうことから非常に急速に公債負担
が急増してきて、私どもにもいろいろ財政窮迫の御
相談があるケースがございます。

そういう耐用年数に比べて極端に短いところ
については、これから金融機関といろいろな条件交
渉を設定される際に、そういうことを踏まえて、
十年というような極端に短いものについては、も
う少し延ばすということをお考えになったらどう
かということをお願いしておるわけございま
す。そういうことの性格上、今何か制約的なこと
をするのじゃないかということが新聞に書かれて
おりますが、それは全くの誤解でありまして、そ
んなことをするつもりは毛頭ございません。

それからもう一つ、先ほど、構造改革ももちろ
ん進めなくては行けません、私どもは、その中
で地方分権は非常に大事でございますので、構造
改革を進めるに当たりまして、構造改革会議の
過程、ずっと私も関与いたしておりましたけれ
ども、その中で、個々の地方団体を拘束するよう
な手法は絶対とすべきではない、したがって、地
方財政計画というマクロの中で全体の指標を講じ
ていくべきだということに申しております。

そういうことを踏まえて、十年度の場合でも、
先ほど大臣が御答弁申しましたように、例えば地
方単独事業投資分につきましては、公共事業が

七%カットの中で四%のカットにとどめておるとか、それから福祉の関係は、特に私どもは、単独の福祉について地方財政計画で重点的にその財源の確保をしないかぬということを考えておりまして、十年後の場合には、この一般財源化ということも含めまして四・九%の増ということ、単独の福祉経費というのを地方財政計画で確保している、そういう形で、地方の政策的な予算、政策的な取り組みについての財源確保というのは、その中で精いっぱい努めておるといことは御理解いただきたいと思います。

○榊屋委員 私がいま申し上げたいことは、本間に地方自治体の状況から考えると中途半端な政策はぜひやめてもらいたい。本間に減税をやるのであれば、大胆にしっかりと地方にその説明を延ばすべきであるし、場合によっては目標年次を延ばすなど明確な指針を国として示すべきだ。そうではないと、大臣、やはり地方の財政担当は、何度か言いますけれどもたまたま。地方税や地方交付税の原資となる国税の伸び悩みも当然予想されるわけでありまして、公債費の累積あるいはこれに、減税に伴ういろいろな財源手当てということになりますと、本間に地方はどうやっていいかわからないという実態ではないか。

先ほど福祉の問題で、できる限りの努力と言っていますけれども、つづきにこれも今度当初予算でやりますけれども、何だかんだ言いながら介護保険あたりの基盤整備も、一般の公共事業の歳出減が七%ぐらいですけれども、一〇%近いカットに補助金もなっているという事実もあるわけでありまして、決して、大臣がおっしゃっているようにできるだけやっているなんというふうなものじゃなくて、財政構造改革は大変な影響がある。それにまた、わけのわからない減税が出てきているということを私は御指摘を申し上げたいと思うわけでありまして。

大臣、もう一度確認いたしますけれども、こういう財政構造改革の目標については変えない、考え方も変えないということでありましたけれども

も、そうであるならば、これ以上の緊急対策、もう与党の幹部が、今度は法人税あたりも実効税率を下げるなんという話も出ているわけでありまして、こういうものがまたぞろ出てきやしないかということを大変懸念するわけでありまして。株価も上がっているわけでありまして、これはまたおやりになるんじゃないですか。そこを最後に大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○上杉国務大臣 景気対策でさらに追加措置をするのじゃないか、こういうことでありますが、我々は三兆円の特例減税をより効果あらしめるものとして、全力を挙げてこれに取り組む、景気回復というものに方向づけをしなればならない、このように考えておるわけでございまして、後に追加措置がないように、これを効果あるものになければならないと考えております。

○榊屋委員 ないようにといいことですが、大臣、今度出たらちゃんと閣議で、総理から話があったときはちゃんと地方の実情を訴えてもらいたい。ああそうですかということと終わらないでいたいただきたい。ぜひお願いを申し上げて、あとは関連質問で同僚の議員に譲りたいと思ひます。

○加藤委員長 この際、富田茂之君から関連質問の申し出があります。榊屋君の持ち時間の範囲内でこれを許します。富田茂之君。

○富田委員 平和・改革の富田でございます。榊屋委員の持ち時間の範囲内で関連質問をさせていただきます。

私の方からは、一月十四日に、元警視庁の捜査二課で汚職捜査を担当していた警察の幹部が逮捕されるという、本間に信じられないような事件が起きました。また、きのうは大蔵省にも捜索が入って大蔵省の幹部が逮捕されておりますけれども、このところ本間に信じられないような事件ばかり続いております、その件に関しまして、警察庁長官と国家公安委員長お二人にお尋ねをしたいと思います。

警察庁の方はこの事件に関しまして、一月二十二日付で「警察職員の規律の振興について」というふうな題した官房長通達を出しているようでありまして。新聞報道でこの事実を知りまして、どういう通達が出たんだとお尋ねしたら、一枚のペーパーで、その要旨だということでした。三点ほど書いてありまして、職業倫理教育及び基本を遵守した職務執行の徹底、これが第一点。第二点として、捜査幹部による捜査管理の徹底。第三点として、身上監督の徹底という通達を出されたようであります。

このような通達が出来たしてどの程度の効果が期待できるのか、同じことを繰り返しているんじゃないかという感じが抱いております。

実は、昨年六月十日のこの委員会におきまして、私の方から、当時警視庁の城東署の巡査長らによる覚せい剤事件のことで上場事件というのがありまして、それにつきまして質問をさせていたいただきました。現在、警視庁におきまして、本件事案の徹底捜査を推進いたしております。副総監を中心とした検討グループを組織いたしましたし、再発防止を図ることとしております。

警察庁としても、既に、職員の自覚と厳正な規律の保持、教養の徹底、さらに、適正な職務執行の確保と中間幹部の業務管理の徹底を内容とする緊急通達を全国警察に発出をいたしました。指導しているところでございます。というふうな御答弁でありました。

このときの通達とまた今回出された通達、ほぼ内容も似通っておりますし、事件が起きるたびにこういう通達を出しても結局再発防止には役立たなかったのじゃないか。また、このときの長官の御答弁の中の検討グループによる協議の成果というところで、昨年六月に、事件のありました城東署とか新宿署など大規模警察署八署に警務官のポストを新たに創設されまして、署員の指導や勤務評価体制を強化するなど、不祥事の再発防止に力を

入れたというふうにも報道されておりました。このように経過をされたと思うのですが、今回のまたこういう幹部警察官の汚職事件の発生を見ますと、これまで警察庁の与られた通達とか再発防止策というのは結局実らなかった、実効性がなかったのじゃないかというふうには私には思えるのですが、その点、長官はどのように考えていらっしゃいますか。

○野田(健)政府委員 委員から、昨年発生いたしました警視庁城東警察署の不祥事案に関する質問をいただきました。警察としても真剣に再発防止に取り組んでいるところでございます。

当時、まずすぐ気がつきましたのは、国民のための警察という原点を忘れた職務執行が行われて、警察官としての職業倫理の自覚に欠けているのではないかと、あるいは警察署長以下各級幹部の業務管理が十分ではなかったのではないか、そして地域警察官の実績評価が、評価しやすいものに偏りがちであったというような反省点が見られましたので、それに対する対応をすぐ打つように指示したところでございます。

警視庁では、今委員からもお話がありましたように、グループをつくりましていろいろ検討し、一つは、大規模署に警務官を配置したほか、地域課長代理制の拡充であるとか、個人の業績の評価あるいは実績の評価についてあり方の見直しをする、それから職業倫理の一層の徹底のため、中堅職員の集合教養であるとか、各任用科あるいは昇任時の入校教養におきまして、職業倫理教養の充実を図るというような措置を講じているところでございます。

今回の事案は、これら通達が発出される前に行われていた事件ではありますけれども、今回、このような事件が発生し、さらにいろいろ検討してみますと、とりあえずのところでありまして、基本を遵守した職務執行の徹底とか、あるいは捜査幹部による捜査管理の徹底ということに欠けているのではないかと、それがあつて、先日、官房長通達を出し、それぞれ各都道府県警察に

おいて措置をとるよう指示したところであり、また、このほかに、警察庁といたしましては、臨時の全国総務・警務部長会議を開催して、規律の振興について強い指示を行った、あるいは、本年の教養の重点の第一に職業倫理教養の推進ということに掲げまして、学校教養あるいは職場教養において職業倫理の確保を図るよう努力しているところでございます。

これらの指示を受けまして、各都道府県警察においてはその警察職員にその趣旨が伝わり、実践されるよう、具体的な方策を今後講じていくということを期待しているところでございます。本件の事案の発生につきましては、まことに国民の信頼を損なったことでありまして、遺憾に存じているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○富田委員 何か、今の答弁を聞いていますと、前の通達を出す前にもともとして起っていた事件だから、またいろいろ考えてもう一回通達を出し直したのだというふうに答弁しているように聞こえるのですけれども、そんなことはないのですか。

今回の事件について、各マスコミがどういう報道をしているか、ちょっと紹介させていただきますと、例えば一月十六日の朝日の社説では、警視庁は警部や上司の懲戒だけで済ませず、このような事件が二度と起きないように、具体的な対策を明らかにして信頼を取り戻す努力をしてもらいたい。あるいは一月十七日の日経の社説では、警察にも回ったバブルの毒というふうな表題をつけて、警察組織全体の点検が必要だ、相互チェックが働く柔軟性を組織に取り入れる必要があるというふうな指摘をしています。

また、一月十六日の毎日の社説では、事件を徹底的に捜査するのには言うまでもないことだが、なぜ起きたのか、どうして早期にチェックできなかったのかを解明し、国民に明らかにしてほしい、どうして組織のチェックが機能しなかったのか、どこに問題があるのかを調査し、再発を防ぐ

ために何を直すのかを公表する必要がある、こういうふうに批判しています。

去年の六月の委員会のときに、私も、また共産党の幾田委員も同趣旨の質問をされておりました。問題点と再発防止の具体策をきちんと国民に明らかにしろというのを私も幾田委員もお願いしました。どういう経過でこういう事件が起きたのか、また、警察庁として本当にどういうふうに取り組んでいくのかをきちんと国民の目に明らかにしてほしいというふうにお願ひしましたが、そういうことはされずに、委員会の翌日、こういう処分をいたしましたという一枚つべらが、委員部の方から、警察庁の方から来たのかよくわかりませんが、回ってきた。

そういうふうな体質が、やはり今回のような事件をまた起こしてきているんじゃないかと思うのです。通達前の事件だからもう一回通達を出したんだというのは、それはとても納得できない。今回はきちんと問題点をえぐり出して、本当に具体的な再発防止策を警察の方で検討して、国民の前に明らかにすべきだと思いますが、長官、その点どうですか。

○関口政府委員 委員御指摘のとおり、警察職員による不祥事案が依然として発生をいたしております。その発生を都度、私どもとしては、その原因究明、そしてまた対策というのを考えているところでございますが、委員御指摘のとおり、一片の通達によって実効が上がるものとは私考えておりません。問題は、その通達の趣旨がなんなりというものを第一線の警察職員一人一人にいか浸透させていくかということでございます。そのことに腐心をしているわけでございます。

いかにしてもこうした不祥事案というものをなくしていかねばいかぬということでございます。通達を発しますとともに、ただいま官房長が御説明を申し上げたとおり、その関係者の会議を開き、具体的にそれをどうするかというふうな問題あるいは仕組みをどうするかということ等

につきまして、種々検討をし、また実践をしていくところでございます。

そして、第一線におきましては、これは例えばの例でございますけれども、各所属ごとに具体的な例を引きながら、グループ討論するなりあるいは意見発表会をするなり、三分間スピーチというふうなことで自分の所見を述べさせるなり等々の工夫をいたしているところでございます。

今後とも、職員個々の倫理意識の高揚等に最大限の努力を図りながら、この種事案の絶無というものを期してまいるのでございます。

○富田委員 長官の御苦勞はよくわかるのですが、けれども、私の質問に何も答えていないんだ。国民に明らかにする、公表してほしいということについてどう考えるかとお尋ねしているのに、それについては何も答えがない。まあ何度聞いても同じ答えでしよから、委員長、ぜひお願いしますが、なぜこの委員会あるいは理事の会に、今回の事件、なぜこういう事件が起きたか、また、どういう具体的な再発防止策を警察庁としてとうとうとしているのか、きちんと報告させていただいて、委員会で審議するなり、また、理事会できちんと協議していただきたいと思いますが、その点、委員長にぜひお願いしたいと思いますが、よろしく願ひします。

あと、もう時間もありませんので、国家公安委員長に最後にお尋ねしますが、本件に関して、国家公安委員長は、一月十六日の閣議後の記者会見とか、あるいは一月十九日の予算委員会の答弁に立たれて、国家公安委員会としても、綱紀の厳正あるいは職業倫理の確立について徹底していくというふうな御答弁、また、この責任問題について何らかの形でけじめをつけなければならぬというふうにお答弁されております。具体的には、これはどういうことを考えられているのかというの

が一点。もう一つ、ちょっと時間がありませんので一結に質問させていただきますが、こういう事件が起きたときに、先週末、ちょっと新聞を見ていて啞

然としたのですが、今、国家公安委員である一人の委員、長岡さんという委員がいらっしゃると思うのですが、この方が今度プロ野球のセ・リーグ会長になる。国家公安委員の職務を許可されたらセ・リーグ会長になりますと。何を考えているんだ、国家公安委員というのはそんな軽いものなのか。

今回、警察でこういう事件が起きているのに、自分は国家公安委員を兼務してプロ野球のセ・リーグ会長もやらせてもらいたい、こういう不見識な発言をしないように、国家公安委員長としてまきちんと指導をしていくべきじゃないか。また、これは総理の許可が要すると思うのですが、こんなことを許可しては絶対いけないと思うのです。

一線の警察官は、何だと思ってしまう。国家公安委員がこういうふうな兼務してプロ野球の会長もやる、そういうところから緩みが出てくるんじゃないかというふうに私は思うのですが、その点について、国家公安委員長の御意見を伺いたいと思ひます。

○上杉国務大臣 最初の質問にお答えしますが、私の気持ちの中にありますものは、事件が今解明をいたしておりますわけでございます。解明の途中でございまして、時期の問題もあらうと思ひますが、事件が解明した後は、これは当然厳正に責任問題の対処というものをやらなければならぬと考へております。それは、当然そうされるべきものと私は信じておるわけでございます。

また、なぜこういう問題が起ったかということについての私の考えを申し上げれば、捜査段階における情報の管理というものは組織でやっているわけですから、情報を個人で管理すべきものではない。情報は、組織の中で、公のものとして、これをそういうこととしておればこういう事態にはならなかったのではないかと、そのような気持ちがいいたします。

それから、先ほどの、報道に基づくプロ野球セ・リーグの問題でございますが、これについては、国家公安委員の長岡さんから二十三日に私に

は直接電話がございました。

先日、この連絡を受けまして、実は私がやるというのではなくて、事務局からこういう要請があった、こういうことでございます。この問題については、私はやるのかやらないのかということではなくて、この対応に大変苦慮しておったわけでございますが、マスコミの察知するところとなり、この問題について要請があったということをお願い申し上げ、また、許可がなければいけないものではないからというふうな、新聞に出る前のことでありますから、そういう話でございました。

それで、同会長の就任につきましては、御指摘の点、国民の皆さんから意見があることも当然のことと思います。法律によりますと、内閣総理大臣の承認を要することになっておりますから、これは当然、総理としても、法律に基づきまして、国家公安委員会の委員としての職務に支障があるかどうかについては十分検討されなければならぬであらう。

十分検討した上で、また、警察における不祥事が次々起こっておりますことにつきまして、その委員会の委員として問題ないのか。これは、私の聞くところでは、就任のめどは三月の六日のようでございますが、それまで時間もあることでございますから、当然時間をかけて慎重にこれは協議をされ、検討され、そして判断をされるべきものと考えております。

○富田委員 国家公安委員というのは本当に重要な立場ですので、できる限り兼務のないように、そういう人選をするという方向で多分これまで動いてきたと思いますので、今国家公安委員になつてゐる方が別の職務を兼務するというのは非常に不自然だと思いますから、その点、大臣の方からまづ総理に意見を言っていたきたいと思ひます。

時間が来ましたので、質問を終わります。

○加藤委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○加藤委員長 速記を起こしてください。

正午より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午後零時四分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

平成十年二月五日印刷

平成十年二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局